

No.	質問項目	質問内容	回答
1	補助対象経費	すでに会計ソフトを使っているが、見直しを検討している。本補助金は利用できるか？	すでに会計に関する工程についてデジタル化されているということなので、単なるソフトウェアの買い替えであれば対象外です。 ただし、新たなソフトウェアの導入により、会計以外の工程もデジタル化されるなどの新規要素があり、かつ、業務効率化や生産性向上の数値上の効果が算出できる場合は対象となる場合があります。
2	補助対象経費	パソコン、タブレット端末は補助対象になるか？	目的外の使用となり得る、汎用性の高い事務機器（パソコン、タブレット端末等）は原則として補助対象外です。
3	補助対象経費	クラウドサービスの無料版を利用・検証した後に、本格導入を行いたいが、無料版の利用に関する契約は交付決定前の「着手」にあたるか？なお、有料版を利用する場合は、別途、本契約を行う予定である。	有料版の本契約が交付決定後であれば補助対象になります。 （有料版の本契約の日付がわかるものを御提出いただくことがあります。） ※補助対象期間についてはNo.5をご確認ください。
4	補助対象経費	補助金額の下限額5万円は、5万円以上の経費が対象になるということか？	区が交付する金額の下限額が5万円です。 補助率が3/4なので、対象経費の下限金額はおよそ67,000円です。
5	補助対象期間	補助対象経費の期間はR8.2.20までに支払いが完了しているものでよいのか？	交付決定日～実績報告日（R8.2.20締切）までに支払いが確認できるものを対象とします。 クラウドサービスの利用料など、1年分をまとめて支払っている場合は、日割り計算の上、対象期間分のみを対象とします。
6	申請	4/1に申請した場合、交付決定日はいつになるか？	必要書類がそろっている場合、おおむね2週間程度で決定します。

No.	質問項目	質問内容	回 答
7	実績報告	実績報告書の提出の際の必要書類にある「事業の実施状況がわかるもの」とは、どのような資料か？	<p>実施内容によりませんが、以下のものを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入した製品の写真、現場の写真</li> <li>・設定、設計、カスタマイズをする場合、経緯・経過や内容がわかるもの</li> <li>・技術指導や研修を行う場合、実施日時、場所、参加人数、実施内容等がわかるもの（実施状況の写真含む）</li> </ul>
8	その他	システム等提供事業者は、事前に登録が必要か？	必要ありません。